

## 【 店 舗 名 】 における

### 事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎつつ営業を継続するため、営業の場面に  
応じて発生するおそれがある感染リスクへの対応を別紙のとおり実行します。  
経営者及び従業員はこの内容を理解し、状況に応じて修正します。

<施設概要> ※施設概要については、各事業者で記入してください。

店名	
所在地	
事業者名	
事業概要	
従業員数	全 人（通常の出勤人数 人）
営業時間	: ~ : 、 : ~ :
主な感染予防対策	

# 理容所向けチェックリスト

引用「理容所における事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策例」

## 1. お客様への感染拡大予防対策

### (1) 来店・受付・会計

(お客様の体調確認)

- 発熱（37.5度以上）や咳、咽頭痛等の症状のあるお客様には来店いただかないよう掲示する。
- 予約時に、発熱や咳、咽頭痛等の症状のあるお客様は来店いただかないよう案内する。
- 来店時にお客様の体調確認を行い、発熱や咳、咽頭痛等の症状のあるお客様の来店をお断りする。

(体調確認方法) ※実施しているもの全てにチェック

- 非接触型体温計を設置し、検温依頼
- 従業員が個別聞き取り
- その他 ( )

(入口での消毒)

- 出入口に手指の消毒設備を設置し、お客様来店時等に手指消毒を要請する。

(消毒設備の内容)

- アルコール消毒液（濃度60%～90%のものに限る）  
（濃度： %）（商品名： ）

(施設規模に応じた受入)

- フィジカルディスタンスを確保できるよう、施設規模に応じた受入をする。  
※フィジカルディスタンス：1m以上間隔を確保

(具体的な方法) ※実施しているものにチェック

- 予約制とする。
- 連絡先を確認の上、呼出し制により改めての来店を依頼する。
- 満席の場合は入店をお断りする。
- その他 ( )

(順番待ちの密集回避)

- 順番待ちのお客様が密集しないよう、**来店者同士が触れ合わない程度の間隔**を確保する。

(具体的な方法) ※実施しているものにチェック

- 待合席間の距離をとる
- 注意喚起の案内表示
- 呼出し制
- その他 ( )

(会計)

- 会計待ちにより列が発生する場合は、**来店者同士が触れ合わない程度の間隔**を確保する。

(テイクアウトを含む)

(具体的な方法) ※実施しているものにチェック

- シール等で立ち位置を示す
- 待合席や施術席で待っていただき、呼び出し制
- 席会計
- その他 ( )

(支払)

- 支払い時の感染症対策をする。

(具体的な方法) ※実施するもの全てにチェック

- キャッシュレス決済の導入
- 受け渡し後の手指消毒**
- その他 ( )

## (2) 理容行為

(理容椅子の対人距離)

- 理容椅子間のフィジカルディスタンスを確保する。

(具体的な方法) ※実施しているものにチェック

- 席の間隔を空けて、1m以上間隔を確保できるように配置する。
- 席間をアクリル板、透明ビニールカーテン、パーティション等で遮蔽する。
- 1席ごとの個室で行う。
- その他 ( )

(シャンプー台でのフィジカルディスタンス) ※理容椅子と共用であればチェック不要

- シャンプー台においてフィジカルディスタンスを確保する。

(具体的な方法) ※実施しているものにチェック

- 席の間隔を空けて、1m以上間隔を確保できるように配置する。
- 席間をアクリル板、透明ビニールカーテン、パーティション等で遮蔽する。
- 1席ごとの個室で行う。
- その他 ( )

(サービス内容の変更・中止) ※該当がない場合はチェック不要

- 感染リスクの高いサービスは内容の変更や中止を行い、周知を行う。

(変更・中止したサービス)

- 顔そり     洗髪     出張理容
- その他 ( ) ( )

(移動時の接触防止)

- シャンプー台から理容椅子への移動など、お客様が店内を移動する際は、お客様同士が接触しないよう対策する。

(具体的な方法)

- 移動の案内のタイミングを分ける
- その他 ( )

## 2. 施設の管理

(換気)

- 開店前、営業中、営業後に網戸のある窓を開けるなど、店内の十分な換気をする。  
 ※施設全体の空気が入れ替わるよう空気の流れを作る  
 (営業中の換気方法)  
 ※実施しているもの全てにチェック (換気量を満たさない場合は、窓等の開放による換気が必須)
- 店内のドア・窓を開放
    - ・開放箇所 ( )、開放頻度 分に 回 / 常時 )
    - ◆換気の頻度は30分に1回、5分程度の開放が必要
  - 換気扇により換気 (換気量は店舗内の滞在人数 (従業員含む) 1人につき毎時30m<sup>3</sup>以上を確保)
    - ・店舗内の換気扇の換気量の合計 ( m<sup>3</sup>/時間) ÷ 店舗内滞在人数 ( 人) = ( )
    - ◆換気量 (排気) が十分でも給気のため、定期的に窓を開けるなど換気が必要

<店舗内の換気扇の換気量>

- ・店舗内の換気扇の換気量の合計は下記の表に記載して計算してください。
- ・換気扇の換気量は、製品の取扱説明書等に記載があります。不明な場合は設置業者等に確認、型番等をインターネットで確認することができます。(不明な場合はご相談ください)
- ・換気扇の型番等が不明の場合は、換気風量を測定しますので、ご相談ください。

設置場所	換気扇型番	換気量 (m <sup>3</sup> /時間)	台数	計
客席				
その他				

- サーキュレーターを設置して稼動 (サーキュレーター 台)
- その他 ( )

(開店前・後の換気方法) ※実施しているもの全てにチェック

- 店内の入口・ドア・窓を開放 (開放箇所 )
- 換気扇を稼動 (換気扇台数 台、 台) ※部屋ごとに記載
- サーキュレーターを設置して稼動 (サーキュレーター 台)
- その他 ( )

- (換気扇がある場合) 換気扇を定期的に点検する。  
 頻度 ( に 回 )

(拭き取り清掃・消毒)

- 多くのお客様が触れる部分は定期的 (開店前、営業中、営業後) に拭き取り及び消毒液による消毒をする。

(お客様1人ごとに消毒する箇所) ※ ( ) に下記消毒方法①～⑥の番号を記入

- 理容椅子 (ひじかけ等お客様の手が触れる場所 ( ) ○ クロス ( )
- ハサミ ( ) ○ ヘアクリップ ( ) ○ くし ( ) ○ かみそり ( )
- その他理容器具 ( ) ( )
- 貸出タブレット ( ) ○ その他 ( ) ( )

※理容器具は消毒済みのものと使用済みのものを分ける

(定期的に消毒する箇所) (営業中の頻度 に 回) ※店内にあるもの全てにチェック

- ドアノブ ( ) ○ 手すり ( ) ○ トイレドアノブ ( )
- トイレ洗浄レバー ( ) ○ 待合テーブル ( ) ○ 待合椅子 ( )
- カウンター ( ) ○ レジ ( ) ○ ドライヤー (従業員共有) ( )
- 電話 ( ) ○ パーティション ( ) ○ その他 ( ) ( )

(具体的な消毒方法)

- アルコール消毒液 (濃度60%～90%) …①
- 次亜塩素酸ナトリウム (濃度0.05%) …②
- 界面活性剤含有の洗浄剤…③
- 次亜塩素酸水 (厚生労働省が示す使用上の注意を遵守の上) …④
- 洗剤を使用して洗浄…⑤
- その他 ( ) …⑥

(ゴミ)

- ゴミを回収した後は必ず手洗いする。
- ペーパータオルのゴミは、以下のいずれかの対応を実施する。

(具体的な方法)

- ゴミはゴミ箱に入れて密閉する。
- 蓋がない場合は、お客様使用の都度、ゴミを回収する。

(手洗い後)

- 共通のタオルを禁止し、以下のいずれかの対応を実施する。  
(具体的な方法)
- ペーパータオルの設置
  - 個人のタオル等の使用
  - 定期的な清掃・消毒を行っているハンドドライヤーの使用 (清掃・消毒の頻度 : )

(掲示)

- 感染対策の内容を掲示する。

### 3. 従業員の感染拡大予防対策

(就業制限)

- 出勤前に体温を計測させ、発熱(37.5度以上)や風邪症状(咳やのどの痛みなど)の症状がある場合は自宅待機とする。

(従業員の体調確認方法)

- 体調不良時の申し出制度
- 毎日の体調報告制度
- その他 ( )

- 感染した従業員や濃厚接触者として判断された従業員の就業を禁止する。

(手指消毒)

- 理容行為中等に手洗いや手指消毒を徹底する。  
(具体的な頻度) ※黒丸はいずれも必須
- 別のお客様に美容行為を行う前
  - 会計で金銭やカード等を受け渡した後
  - 従業員間で共有する理容器具・事務用品を使用する前後
  - お客様が使用した備品等に触れる前後
  - その他 ( )

(接客対応)

- 理容行為で近づく際以外は、お客様の正面に立たないようにし、お客様と可能な範囲でフィジカルディスタンスを確保する。

(スタッフルーム)

- スタッフルーム(従業員用の休憩スペース・更衣室)はない。
- スタッフルームがある場合は、以下のような対応を実施する。
- 一度に使用する人数制限、対面での食事や会話を避ける。(一度の使用人数 )
  - 従業員同士のフィジカルディスタンスを確保(1m以上確保)
  - 常時換気を行う。(換気方法 )
  - 共用する物品を定期的に消毒する。  
(共有する物品:  机  椅子  ポット  ドアノブ )  
 その他 ( ) )
- (消毒頻度: )  
(消毒液: 成分 濃度 )

(勤務中の衣服)

- 勤務中に着用する衣服は当該日業務終了後など定期的に洗濯する。  
定期的な洗濯の頻度(例:業務終了後に毎回) ( )

(動線の分離)

- 取引業者や従業員の出入りとお客様との動線は可能な限り分離する。  
(具体的な方法)
- 裏口を使用
  - 営業開始前後に出入りする
  - その他 ( )

(従業員のトイレ)

- 従業員は従業員用トイレを使用する。
- (トイレは共有の場合) トイレ使用後の手洗いを徹底する。

(感染予防対策の共有)

- 事業者が実施する感染予防対策について、従業員に周知し実行する。  
(具体的な方法: )

#### 4. 出張理容を行う場合の感染拡大予防対策

(就業制限)

- 出勤前に体温を計測させ、発熱（37.5度以上）や風邪症状（咳やのどの痛みなど）の症状がある場合は出張を中止とする。

(密集回避)

- 理容行為は、人が密集していない場所で行う。

(主な実施場所： )

(換気)

- 理容行為は、換気が良い場所で行う。（換気方法： )

(感染対策)

- 接客及び理容行為を行う際は、店舗での営業と同様の感染対策を行う。

- 体調不良者はお断り
- お客様とのフィジカルディスタンスの確保、お客様同士のフィジカルディスタンスの確保
- 手指消毒、理容器具の消毒

#### 5. その他施設ごとの感染拡大予防対策

(施設の業態に応じた感染拡大対策)

(自由記載)

【例】

- ・ その他サービスがある場合の対策